

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)	
地域名 (地域内農業集落名)	細川町 (西)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月14日、令和6年7月12日 (第1～2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内の農家戸数は5戸で、内3戸が酒米「山田錦」を中心とした水稻経営を個別完結型で行っている。
意向調査回答者名の内21名(61.8%)が、65歳以上であり、高齢化が進んでいる。
西宮農組合を組織し、2戸が加入しているが、営農組合の存続が課題となっている。
規模拡大志向農家がいる一方、規模縮小意向の農家もあり、今後の地域農業のあり方や担い手となる者の育成が必要となっている。
地区名の農地を担う他地区から入り作の認定農業者や若手農家で今後、認定新規就農希望の者が存在している。
令和5年11月から市外から認定新規就農者がハウス野菜で新規就農を行っている。
家族経営等兼業農家が多く、10年程度は現状維持で経営することができる見込みであるが、それ以降の目途が立っていない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻栽培は、引き続き、酒米「山田錦」を主要品種としつつ、食用米(小粒)はキヌヒカリとする。
西宮農組合は現在2戸であるが、現状維持を目標とする。
今後の担い手については、認定新規就農者と隣接地区内の若手農家が認就志向農家(規模拡大志向農家)であるため、将来の担い手の中心となってもらえるよう地域で支えながら育成する。
地区内で空き農地が発生した場合は、隣接地区内の認就志向農家(規模拡大志向農家)へ農地を集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13.28 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13.28 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
離農、規模縮小が生じた場合、認定農業者を中心に集積、集約化を図り、農地利用最適化推進委員と調整し農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
個別で管理できなくなった場合は、農地バンクに貸し付け、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員と調整し、所有者の貸し付け意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業は完了している。集落の農地が地理的状況から、大区画化等が容易ではないため、農地の大区画化等の更なる基盤整備事業への取組については考えていない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内外から多様な経営者を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、三木市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業及び収穫作業は、JA等の農業支援サービス事業体への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地区による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。

⑦多面的機能支払交付金等の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取組を進めて行く。